

労働時間を変形させてみよう

～労働時間(残業)を短くする工夫～



①

残業を減らしたくても業務の効率化には限界がある。何か良い方法はないだろうか。

残業が多い時期はいつ頃でしょうか。

②

36協定キリギリ

うちは年間を通じてもたら長時間労働という訳ではないのだけど、新商品導入の時期の秋頃はフル稼働で生産するから、秋頃は全員が長時間労働になってしまうなあ。

③

そんな方法が

まずは一年単位の労働時間制を導入し、繁忙期と閑散期の所定労働時間に差を設けて法定超えの時間外労働を削減してみてもどうでしょうか。

④

一年単位変形制を導入し、閑散期の所定労働時間も削減したところ、労働者にとっても、仕事を休める良い機会ができた。次は繁忙期の労働時間削減に取り組もう。

閑散期の労働時間を短くすることで従業員もリフレッシュ！

取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」「36協定上限引下げ★」に該当

業種：製造業 従業員数：100名

新商品が出る秋頃に業務が集中したことで特に、秋頃の残業時間が長時間となっていたことから、残業時間削減に向け、一年単位の労働時間制採用に取り組んだ。

- 一年単位変形制導入に際しては、次の事項について労使協定を締結し、労働基準監督署へ届け出なければならない。
- ①適用する労働者の範囲
- ②起算日及び対象とする期間
- ③特定期間（定めなくても良い）
- ④出勤日とそれぞれの出勤日の労働時間（定めることが困難な場合の例外あり）
- ⑤労使協定の有効期間

変形
一年
単位
協定

- ・一年単位変形制を導入したことにより、残業が削減され、36協定の上限を見直した※。
- ・閑散期の所定労働時間が削減され、閑散期に労働者のリフレッシュにもつながった。
- ・閑散期に年次有給休暇の取得を奨励することで年次有給休暇の取得率向上にもつながった。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本 部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com